

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和 7 年
10 月 14 日
(火曜日)

目次

○告示	一
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要（環境政策課）	一
土地収用法の規定に基づく事業の認定（監理課）	三
道路の供用の開始（道路整備課）	三
○公告	三
契約の締結（物品管理課）	三
○選管告示	四
個人演説会等を開催することができる施設に関する告示の一部改正	四



山口県告示第三百三十二号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和七年十月十四日から同年十一月四日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び光市環境市民部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和七年十月十四日

一 申請者の氏名又は名称及び住所

山口県知事 村岡 嗣 政

- 氏名又は名称 日鉄溶接工業株式会社
- 住 所 東京都江東区東陽二丁目四番二号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
- 名 称 日鉄溶接工業株式会社光工場
- 所在地 光市浅江四丁目二番一号
- 三 特定施設に関する事項
- (一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造			使 用 の 方 法	
	能 力 (N・m/日)	工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日	使用時間 隔間
六三ーホ	二四四、八〇〇	令和七、 一二、二六	令和八、 一、四	令和八、 一、五	連 続 二 四 時 間
備考 「六三ーホ」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十三号の金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する廃ガス洗浄施設をいう。					変動なし

山口県告示第 333 号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十條の規定により、次のとおり事業の認定をした。

令和七年十月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 起業者の名称

美祢市

二 事業の種類

美祢市図書館複合化施設整備事業

三 起業地

(一) 収用の部分

美祢市大嶺町東分字河原地内

(二) 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

(一) 法第二十條第一号関係

美祢市図書館複合化施設整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第三條第二十二号及び三十一号に掲げる施設に関するものである。

(二) 法第二十條第二号関係

本件事業の起業者である美祢市は、一般会計により予算措置を講じていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であると認められる。

(三) 法第二十條第三号関係

ア 本件事業の施行により得られる利益は、旧耐震基準で建設されている美祢図書館を移転し、地域交流センターを併設した複合化施設として整備することにより、利用者の安全性の確保と利便性の向上及び地域社会の活性化が図られることである。

イ 本件事業の施行により失われる利益は、本件事業に係る施設（以下「本件施設」という。）を整備することにより、周辺環境が影響を受けることである。しかし、起業者の調査によれば、起業地の周辺において、起業者が保護のために特別の措置を講ずべき動植物及び文化財は存しないことから、本件事業が周辺環境に与える影響は軽微なものであると考えられる。

ウ 本件事業の起業地は、本件施設の利用者の利便性が高いこと等を条件として、三案について比較検討した上で選定されている。

エ 以上のことから、本件事業の事業計画は、土地及び建物の適正かつ合理的な利用に寄与するものであると認められる。

(四) 法第二十條第四号関係

ア 本件事業は、旧耐震基準で建設されている美祢図書館を移転し、地域交流センターを併設した複合化施設として整備することにより、利用者の安全性の確保と利便性の向上及び地域社会の活性化を図るため早急に実施されるべき事業である。

イ 本件事業の起業地の範囲は、本件施設の規模等に比して必要最小限のものであると認められる。

ウ 以上のことから、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであると認められる。

五 起業地を表示する図面の縦覧場所

美祢市建設農林部建設課

山口県告示第 334 号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八條第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年十月十四日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和七年十月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 徳山光線	周南市大字八代字仏坂一〇〇〇二の四地先から 同市大字奥関屋字森久一〇〇一七六の一五地先まで	令和七年十月十五日



(三〇〇) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

令和七年十月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 事務を担当する課の名称及び所在地

会計管理局物品管理課 山口市滝町一番一号

二 落札に係る物品等の名称及び数量

消防車用給水車 一台

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和七年八月七日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

有限会社藤中ポンプ店 宇部市昭和町四丁目一 一番五三号

六 落札金額

六千二百九万五千円

七 入札公告日

令和七年六月二十七日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 調達方法

購入

(三) 落札方式

最低価格



山口県選挙管理委員会告示第六十二号

個人演説会等を開催することができるとする施設に関する告示（令和二年山口県選挙管理委員会告示第七十九号）の一部を次のように改正する。

令和七年十月十四日

山口県選挙管理委員会委員長 黒瀬 邦彦

令和七年十月十四日印刷
令和七年十月十四日発行

発行人所 山口県庁
山口県知事

「山口市平川地域交流センター」を 平井一六六五に、
「山口市平川地域交流センター」を 平井一四〇七の一に、
「山口市鑄銭司地域交流センター」を 鑄銭司五四三五の一に、
「山口市鑄銭司地域交流センター」を 鑄銭司五六七五の一に、
「山口市二島地域交流センター」を 秋穂二島五九九〇の一に、
「山口市二島地域交流センター」を 秋穂二島五九九〇の一に改める。